

随意契約（相手方指定）調書

件名	粗大ごみ収集作業等業務委託	5200040
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	推定総額 216,423,857円（消費税込み）	

契約相手方	東京都環境衛生事業協同組合 荒川区支部 (法人番号：5010005009188)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約（総価・単価）	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>粗大ごみ収集作業等業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 東京都環境衛生事業協同組合 荒川区支部 所在地 東京都荒川区東尾久 8 - 6 - 5 代表者 支部長 白井 護</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、粗大ごみの収集・運搬業務、問い合わせ等に対応する事務を委託するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、環境清掃部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  清掃事業における清掃車両の雇い上げについては、平成12年3月に締結された「清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者（雇上会社）に関わる覚書」、平成17年11月に覚書の内容を見直した「確認書」に基づき実施しており、「資源及び粗大ごみの収集運搬に関する契約」については、各区で判断し契約することができるが、当分の間は雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を契約の相手方とすることとなっている。</p> <p>上記組合は、社団法人東京環境保全協会の会員である雇上会社によって設立された団体であり、これまでも粗大ごみの収集運搬業務を受託している団体であることから、業務を実施するに当たって十分な技術と経験を有している。</p> <p>上記組合の履行状況は車両面・人員面ともに良好であり、東京二十三区清掃協議会車両架装基準に適合した車両を多数保有していることから、区の清掃事業の趣旨に沿った、円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記組合を指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>本件は、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例第2条第3号イ及び同条例施行規則第2条第2項第19号の規定に該当するため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>